

令和2年度 障がい者関係団体との意見交換会提出項目(第2分科会)

資料3-3

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項 内容			
1 岩手県ことばを育む親の会	1	通級指導教員の基礎定数化の措置と、担当教員の配置について 現状の通級指導教室において、基礎定数化の標準である児童生徒13人を超えて受け持っている担当者が多く見受けられることから、できるかぎり早期に定数化の推進を図られるようにお願いします。また、指導教員には、検収経験者や経験豊富な人材の配置をお願いします。	通級による指導については、全県の対象児童生徒数を基に教室・教員数が算定されるものとなっております。今後とも国の動向に沿った形で進めていきたいと考えております。また、指導教員については、研修経験を含めた総合的な観点から任命・配置して参ります。	継続	教職員課 学校教育課
	2	幼児のための教室設置と教育の充実について 幼児教室設置市町の設置効果を未設置町村にご紹介いただき、県内すべての市町村に幼児教室の設置が促進されますよう、引き続きご支援をお願いします。	幼児を対象とした「きこえとことばの教室」は、市町村が、特別な支援を必要とする幼児の相談、支援体制の一環として設置しているものであります。形態は様々であり、療育教室の中でその機能を果たしているケースもあります。 県教育委員会におきましては、総合教育センターにおいて専門的な研修講座を設置しており、幼児のための教室担当者や、今後担当者となる方に活用いただいております。今後も、引き続き地域の実状を踏まえながら、適切な相談・指導が受けられるよう、必要に応じて連携・支援を行って参ります。	継続	学校教育課
	3	巡回指導について 様々な事情により通級指導を受けたくても受けられない子どものために、巡回指導の重要性が高まっています。巡回のための時間も考慮いただき、指導人数に見合った担当教員の適正な配置をお願いします。 また、巡回先で効果的な指導が行われるように、指導室や教材等の環境整備をお願いします。	通級による指導を行う教室については、自校通級、他校通級、巡回指導という形態の中から、市町村の実状に応じて形態を選択したり、組み合わせたりしながら、進めているところです。今後も、学びの場の確保や教材の活用など巡回指導の在り方も含め、適切な指導が行われるよう、必要に応じて支援を行って参ります。	継続	学校教育課
	4	特別支援教育に関わる担当教員の更なる研修について 子どもたちの多様なニーズに対応できるように、担当教員の専門性や指導力を高めるための研修の継続と充実をお願いします。また、特別支援教育への理解と適切な指導・支援がさらに充実するよう、全教職員対象の研修が一層図られるようにお願いします。	県教育委員会におきましては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の各校種の教員に対して、特別支援教育に関する研修を進めております。今後も研修のニーズに応じた研修内容や方法の工夫を図りながら、継続して取り組んでいきたいと考えております。	継続	学校教育課
	5	きこえとことばの教室の環境整備について きこえとことばの教室の環境と設備の配慮をお願いします。近年の猛暑や窓を開け扇風機を使用した場合の外の音による指導効果への影響などの面からも、通級教室への普通教室と同様のエアコン設置をお願いします。また、タブレットやデジタル補聴システム(ロジャー)等の子どもの必要性に応じた設備の充実もお願いします。	きこえとことばの教室の適切な運営を進めるうえで、環境整備や設備の充実は必要なものと考えております。学校や地域の実状を踏まえて対応できるよう、必要に応じて市町村に情報提供を行って参ります。	継続	学校教育課
	6	幼稚園・保育園の先生、保健師の方々のための研修講座の充実について 教育相談の大半は幼児の相談です。健診時の早期発見は、早期の支援につながります。毎年、「幼児期の言語教育研修講座」を開催していますが、研修のニーズは、今後も続くものと考えております。「幼児教室」「きこえとことばの教室」の周知と運営・推進について、今後ご支援をお願いします。	県教育委員会では、県保健福祉部と連携しながら、幼児のための教室や、きこえとことばの教室についても周知を図っているところであります。今後も、貴団体が開催する研修会への協力も含めて、幼児期及びきこえとことばの教室に係る特別支援教育の充実を図って参ります。	継続	学校教育課
	7	障がい者手帳が交付されない「難聴」や「吃音」等の子ども達への環境の充実と助成について 障がい者手帳が交付されない難聴、吃音等の子ども達の就労について、早い段階から情報収集と就労までの環境の充実をお願いします。 また、軽度・中等度難聴児への、補聴器購入の公費による助成を今後も対応していただくようお願いします。併せて修理代や、消耗品ではありますが利用者からの要望が多い電池に対して公費による助成をお願いします。	障がいに係る手帳を有していない生徒や難聴、吃音の生徒の就労については、在籍している高等学校、特別支援学校において、本人及び保護者の希望を把握し、圏域ネットワーク会議等を通じて関係機関と連携して、支援を行って参ります。 難聴児補聴器購入助成事業は、障害者総合支援法による補装具費の給付対象とならない方への補聴器購入支援のために、補装具費の補聴器の基準価格を準用して実施しているものであり、今後も継続して運用できるよう努めて参ります。 また、電池購入に係る助成については、補装具費でも消耗品の交換は対象としていないことから、現時点では困難であると考えております。 なお、修理代に係る助成については、令和元年10月から助成対象に含めております。	継続	学校教育課 障がい保健福祉課

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課	
	NO	事項				内容
岩手県ことばを育む親の会	8	難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携について	国においては厚生労働省と文部科学省が連携し「難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携」について取り組みを始めています。本県においても新生児聴覚検査の実施率の向上に向けた取り組みをお願いします。そのためにも県内すべての市町村において、公費負担による検査費用の軽減措置が実施されるよう働きかけをお願いします。	県では、全ての新生児が検査を受けられるよう、市町村に対し公費負担による検査費用の軽減について働きかけを行ってきたところであり、令和2年10月から、県内全ての市町村において公費助成が開始されたところです。 本検査は、任意の検査であることから、市町村や産科医療機関を通じて、妊婦やその家族に対して、検査の説明に関するリーフレットを配布し検査の周知に努めるなど、引き続き検査の実施率の向上に向けて取り組んでまいります。	継続	子ども子育て支援室
	9	新型コロナウイルス感染症に対応した指導方法等について	県内のきこえ・ことば・LD・幼児教育においては、新型コロナウイルス感染予防のために、消毒と換気のほかフェイス(マスク)シールドや飛沫防止ガードなど、それぞれ工夫をしながら指導しておりますが、今後もこの状況が続くと考えられることから、対応設備の標準化や感染予防に配慮した指導方法の整備等をお願いします。	きこえ・ことば・LD・幼児教育の各教室については、市町村が小中学校や福祉担当課等において開設しているものと承知していますが、各教室の人数や室内の構造、対象児童の基礎疾患の有無等はそれぞれ異なることから、感染防止を図るための対応設備の標準化や指導方法を統一することは困難であると考えます。 なお、これまでも各教室で取り組まれてきた、消毒や換気、フェイスシールド、飛沫防止ガードなどは、感染防止に一定の有効性があるものと考えられることから、各市町村に対し、こうした対策を徹底されるよう周知を図ってまいります。	新規	障がい保健福祉課
4 岩手県自閉症協会	1	福祉について	①生活介護施設 福祉就労系のA型事業所やB型事業所はそこそこ数が足りているように思いますが、生活介護施設が不足しているのではないのでしょうか。支援学校の高等部を卒業する生徒の就労先として生活介護施設がないという話を多く聞きます。 場所があればやりたい事業者はあります。県として保有している、土地や建物を貸し出すなどのことを積極的に行ってほしいと思います。そのような物件はあるが、縦割り行政のために福祉課が関われないということであれば、そのあたりの行政改革を要望致します。	生活介護施設については、令和元年度の市町村による利用見込みに対して実際の利用が94.6%と若干下回っているものの、県全体としては大きく不足しているという状況ではありません。しかし、地域によって事業所数にバラつきがあり、近隣に事業所がない等の地域もあることから、市町村と連携しながら、不足している地域を中心にNPOなど多様なサービス主体の参入を促進するとともに、国の社会福祉施設等整備補助金の活用も含めて支援してまいります。 県では、保健福祉部の財産も含め各部局の未利用資産の情報を取りまとめ、活用・処分計画を策定し、計画的に活用・処分を進めています。 未利用資産については、県や地元自治体による公共利用を優先的に検討し、公共利用の予定がない物件については、県の歳入確保の観点から民間へ一般競争入札による処分を進めていますが、財産の状況、市場や経済状況等により、民間への売却の可能性が極めて低い場合で、財産の効率的な活用、保全等の観点から貸付が優位と判断される場合は、貸付を行うこともあります。 一般競争入札に付したものの応札がなかった物件については、今後売却予定物件として県ホームページ上でも公表しており、これらの物件については、公有財産規則により貸付期間や県が公用又は公共用に供するときは契約を解除できるなどの制約、施設の老朽化等の問題はありますが、利用希望があれば貸付についても検討してまいります。	新規	障がい保健福祉課 管財課
			②短期入所、グループホーム 緊急避難的に短期入所施設を使いたい親がたくさんいます。特に行動障害のある自閉症の子を持つ親にとっては深刻な悩みです。支援度の高い人にとっては運営する事業所も大変であろうとは思いますが、是非とも専門性の高い短期入所施設をつくってほしいです。 同様の理由で親亡き後の暮らしを支えるためのグループホームを増やしてくださいよう要望致します。	令和3年度から令和5年度までの第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定のため、今年度、市町村において障害福祉サービス全般についてニーズの把握を行うこととしており、この中で短期入所やグループホームについてもサービス見込量を算定することとしています。 県としても、市町村と連携しながらNPOなど多様なサービス主体の参入を促進するとともに、国の社会施設等整備補助金の活用を含めてサービス量の確保を支援してまいります。	新規	障がい保健福祉課
			③福祉施設が人材を確保できるような施策 どこの福祉施設も人材難ではないのでしょうか。専門性の高い職員となるとなおのこと確保が難しい状況です。福祉職員の給与等の低さが一因にあるように思います。特に行動障害のある自閉症の人を支援する事業所職員に対してはさらなる処遇改善の施策を望みます。	障害福祉事業においては3年間ごとに大きな報酬の見直しが行われ、現在、令和3年度の改定に向けて、国の障害福祉サービス等報酬改定検討チームによる検討が行われています。この動向等を注視しながら、事業者が良質なサービスを提供できるよう、必要に応じて、報酬単価や加算等の見直しを要望してまいります。	新規	障がい保健福祉課

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項			
岩手県自閉症協会	2	教育についての要望	①LD等通級指導教室 LD等通級指導教室を増設してほしいです。また、担当職員は特別支援教育の資格を有するものがさらに専門の研修を受けてなるようなスペシャリストを配してほしいと思います。1年で終わる講師をあてることのないよう要望致します。	新規	教職員課 学校教育課
			②通常学級における特別支援教育の充実 「場の教育からニーズ教育へ」という主旨で特別支援教育が始まったものと思いますが、逆行しているように感じます。通常学級でのユニバーサルデザイン的な教育を取り入れるなど特別支援教育の充実を望みます。		
5 岩手県重症心身障害児(者)を守る会	1	医療的ケア児等への補正予算における事業について(コロナウイルス感染防止・医療提供体制)	①医療的ケア児等オンライン診療体制構築事業を受け、オンライン診療を導入する予定の医療機関はあるのか。また、まだ無い場合は多く受け入れている医療機関へ情報提供や導入を強く推進してほしい。	新規	医療政策室
			② 医療的ケア児等感染症対策支援事業を受け、主な介護者が感染し入院が必要な場合に、在宅でケアを受けることができない医療的ケア児等を、短期入所事業所で受け入れるため必要となる経費を補助するとしている。短期入所を受け入れる場所があるのか。又は、何処へ働き掛けていくのか。 また、実際には唯一受け入れている医療施設が短期入所を閉鎖しており厳しい現実も見られる。 在宅でケアを受けることができない医療的ケア児の短期入所の受け入れが、コロナの場合のみならず、いつでも緊急時に受け入れることができる体制を早急にお願いしたい。		
	2	重症心身・医療的ケア児(者)の在宅の支援体制について	① 地域でくらししていくために必要な具体的支援のガイドライン(医療・福祉・教育が繋がっている)が必要と考える。	新規	障がい保健福祉課
② 地域によって、サポートブックの普及状況が大きく異なっているが、どの地域で生活していても必要であり、なくてはならない重要な支援と考える。どの地域においても同様に配布され、活用されるようにしてほしい。	県では、令和2年度に県の寄附金により学校法人岩手医科大学に設置した障がい児者医療学講座(寄附講座)と連携し、他の自治体における先進作成例を参考に、各支援者の役割や相談窓口、各種制度をまとめた「医療的ケア児サポートブック(仮称)」の作成に取り組んでおり、保護者等の支援者に活用いただき、わかりやすくかつ安心できる具体的支援につなげていきたいと考えております。 サポートブック(支援ファイル)については、発達段階に応じた切れ目のない支援を確保することを目的として、各市町村又は圏域において整備・活用が進められております。 一方で、未整備の地域や整備したものの活用が進んでいない地域もあることから、県においては、県内全域において、地域の実情に応じて支援ファイルが作成され、効果的に活用されるよう、市町村又は圏域の自立支援協議会を通じて、好事例の情報提供等に取り組んでいきます。				

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課	
	NO	事項				内容
8 特定非営利活動法人岩手県精神保健福祉連合会	1	精神障がい者 家族相談員の創設	各市町村に身体障害者相談員、知的障害者相談員が設置されています。しかし精神障がい者相談員は創設されていません。専門職はそれぞれの立場で相談にあたっていますが、家族が相談にあたることにより日々の悩みにこたえていけるものと思う。県内でもすでに市町村で実施しているところもある。全国的な制度化と県及び市町村での創設の方向を探っていただきたい。			
	2	福祉医療制度の拡充(精神保健福祉手帳1級2級所持者に福祉医療費助成を行う)	精神障がい者は、他障害より就労の困難度が高く、生活費は年金に頼らざるを得ず、体調が悪くなっても、そのまま放置し他の病気を併発しがちです。本県では、精神障がい者の福祉医療制度適用は、障害者年金の障害等級1級のみ対象となっています。しかし、全国的には、他障害と同様に障害者手帳をベースに制度の運用を行っているので、本県でも同様の扱いとし、精神保健福祉手帳での対応をお願いしたい。また、岐阜県・山梨県・奈良県では全県で精神保健福祉手帳1級に加え2級の方にも適用を行っており、本県においても同等の扱いとしていただきたい。	継続	障がい保健福祉課	
	3	家族による相談事業の推進	「家族による家族相談事業」については、地域包括ケアシステム構築推進事業の一環として、盛岡圏域で行われるようになり、県当局に感謝申し上げたい。同じ経験を持つ家族が、個別にあって相談に乗ることは、家族にとって安心して話ができる場であり、貴重なものです。ついでに、この相談事業が、全県的且つ恒常的に行われるようにするための取り組みの検討を行っていただきたい。	重度心身障がい者医療費助成は、市町村において実施しており、県は市町村が医療費助成を実施した場合に、その経費の1/2を補助しています。県の補助については、障害基礎年金1級を受給している方を対象としています。市町村の判断により、県の基準を拡大して実施している場合があります。(八幡平市、葛巻町、岩手町においては、障害基礎年金2級を受給している方についても、重度心身障がい者医療費助成の対象としている。)県の補助対象を拡大する場合は、多額の財源を確保する必要があると見込まれることから、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に判断する必要があると考えています。	継続	健康国保課
	4	地域包括ケアシステム構築推進事業の推進	各圏域での協議の場(各地域委員会)に、家族代表(家族会)が参加できるようにお願いしたい。また、今後の実施圏域の設定については、当連合会との事前の意見調整の機会を設けていただきたい。	県では、平成30年度から「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業」により、地域における精神障がい者やその家族の包括的な支援体制の構築に努めており、同事業の中で、盛岡圏域における家族による相談支援事業の実施しています。令和3年度も事業を継続できるよう、予算の確保に努めているところです。全県的な取組等については、課題として検討して参ります。	継続	障がい保健福祉課
	5	アウトリーチ事業(訪問支援)の推進	精神統合失調症においては、受診についての拒否や中断、入退院の繰り返し、ひきこもり状況などの難しいケースがあり、家族の悩み負担が大きい。本県においては、アウトリーチ推進事業がモデル的に行われた経緯があるが、その成果検証を踏まえ、同事業の積極的展開に向けた方策を検討していただきたい。	各圏域における協議の場の設置については、「地域生活支援広域調整会議等事業」又は「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム推進事業」により、各圏域の指定一般相談支援事業所の運営主体等に委託し、全ての圏域で実施しているところです。協議の場への家族会等の参加は可能ですが、受託事業者との調整等が必要となりますので、次年度の事業開始前に、当課と調整願います。	新規	障がい保健福祉課
			精神障がい者へのアウトリーチについては、平成24年度及び平成25年度に国の補助事業により実施したところですが、国においては、平成24年度及び平成25年度に実施したアウトリーチ事業の成果を踏まえて現在実施している、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進していく中で、家族への支援やアウトリーチも行っていくこととしていることから、県においても、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進していきたいと考えています。	新規	障がい保健福祉課	

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項			
特定非営利活動法人岩手県精神保健福祉連合会	6	社会適応訓練事業の充実	精神障がい者の退院促進が進む中、就労系福祉サービス制度では対応困難な場合もあり、利用者のニーズに柔軟に対応できる、当該事業の維持継続を求めます。また、県内受託事業者のデータベース化を行い、県ホームページで閲覧できるようにし、併せて事業所経営者の家族であっても当該事業の利用者として認めていただくよう検討願いたい。	新規	障がい保健福祉課
	7	精神障がい者の健康づくり(健康マージャン)	障がい者の健康づくりとして、障がい者スポーツ大会が行われているが、精神障がい者の参加は1割程度である。 精神障がい者においては、病院デイケアや地域活動支援センターで「健康麻雀」が盛んに行われている。 については、「健康麻雀」が高齢者の「全国健康福祉祭」(ねんりんピック)でも正式な種目となっていることから、これらに準じ、健康マージャンについての大会企画を検討願いたい。	新規	障がい保健福祉課
	8	精神保健ボランティアの推進	精神保健ボランティアの養成講座は、市町村単位で行われているが、他市町村居住者の講座参加や登録の不可、更には養成講座開催が市町村によって不定期といった課題が生じている。 については、ボランティアの活動状況を把握し、推進の有様について模索していただきたい。また、養成講座については、当連合会へのアウトソーシングなども検討していただきたい。	新規	障がい保健福祉課
9 岩手県知的障害者福祉協会	1	多様化する福祉ニーズ・課題の現状把握	全国的に、障がい児のサービス利用料の増加や特別支援学校の在籍数増加の傾向がみられる中で、児童期におけるサービスの充実はもちろんのこと、卒業後の日中や生活の場の充実に向けたニーズ把握が必要です。 また、強度行動障がいのある方で行き場を失ってしまった方やひきこもりの方、在宅障がい者の親の高齢化等について現状を把握し、「岩手県障がい者プラン」等に支援方策を盛り込む必要があります。 当協会としても、調査等に協力しますので、多様化する福祉ニーズ・課題の現状把握を行っていただきたい。	新規	障がい保健福祉課
	2	岩手県独自の包括的な支援機能の構築	障がい者福祉施設においては、年々、利用者ニーズが多様化する一方で、人材(職員)の確保、財源の確保に苦慮し、多様化するニーズに十分な対応ができない状況にあります。 障がい者福祉施設がそれぞれに多様化するニーズに対応するのは限界があり、関係機関と連携していく必要がありますが、人口が少ない地域においては、社会資源に限りがあるため、一つ一つの機関が多機能的な役割を果たしていかなければなりません。 また、市町村によって制度の解釈、運用が異なる状況が散見されることから、これを統一することが必要です。 多様化する利用者ニーズに対応するため、障がい者福祉施設と関係機関が統一した制度解釈のもと、連携して知恵を出し合い、岩手県独自の包括的な支援体制を構築していただきたい。	新規	障がい保健福祉課

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課	
	NO	事項				内容
10 岩手県ダウン症候群父母の会						
12 一般社団法人岩手県手をつなぐ育成会	1	障がい者の権利擁護について	障害者虐待防止法、障害者差別解消法、岩手県の「障がいのある人も共に学び共に生きる岩手県条例」に関して、認知度はまだまだ低いと思われることから、当事者をはじめ一般の方々への周知と理解啓発に努めていただきたい。 また、平成28年4月に障害者雇用促進法が改正され、障がい者を雇用する際には合理的配慮の提供が義務付けられていますが、障がい者への差別やいじめを理由に仕事を辞める実態があります。企業や事業所等に対して障がいを理由とする差別の禁止と合理的配慮の提供について、理解を促進する取り組みを強化していただきたい。	継続	障がい保健福祉課	
	2	地域で必要なサービスが受けられる体制の整備について	人手不足等により定員数が少ないなど、地域によっては、生活介護や短期入所、日中一時支援、グループホームなどの施設や福祉サービスが不足している現状があります。一方、親の高齢化・障がい者自身も年を取っていくなかで、住み慣れた地域で親なきあと、自立した生活を送れるか不安を感じている現状にあります。 このことから、県が強く主導し、地域において障がい者が必要なサービスを十分に受け、生活できるような体制の整備充実を図っていただきたい。 特に、グループホームの整備について、次の事項についてご配慮願いたい。			
			(1) 障がい当事者が在宅での生活することが困難であることが現実となっており、グループホームへの入居を考えている親も増えてきているので、住み慣れた地域で生活できるようにグループホームの整備・拡充を図ること。	県では、グループホームの整備に対し、国の社会福祉施設等施設整備補助金を利用し補助を行っており、令和元年度は3か所のグループホームが創設され、今年度は4か所創設される予定です。 しかし、第5期障がい福祉計画の利用者の計画値に対して、実績が下回っており、地域によっては必要数に達していない状況であることから、今後も市町村と連携しながら支援を継続していきます。	継続	障がい保健福祉課
			(2) 障がい者の緊急一時対応や将来に向けてのグループホームの体験の場として、グループホームにショートステイ機能の設置を進めること。	御要望のあったグループホームのサービス・機能の充実については、市町村に対して情報提供を行うとともに、地域の関係機関等で構成する自立支援協議会で協議を行うなど、地域内での検討が促進されるよう求めています。	新規	障がい保健福祉課
(3) 夜間の支援の無いグループホームでは利用者にとって不安であり、また、重い障がいの方は利用できません。今後入所施設を新設しないのであれば、24時間ケアのグループホーム、夜間の支援のあるグループホームの整備を進めること。また、宿泊体験などにも取り組むこと。						
		(4) また、障がいの重度化、高齢化に伴い、グループホームでの日中サービス支援型を促進すること。				

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課	
	NO	事項				内容
一般社団法人 岩手県手をつなぐ育成会	3	「地域生活支援拠点」の機能するものとしての整備について	国は、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、居住支援のための機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)をもった「地域生活支援拠点」を整備することを、市町村等に義務付け、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することとしておりますが、地域によっては必ずしも順調的確に整備が進められていない実情があります。 地域によっては基幹相談支援センターを中心に、整備内容が具体化し、次年度中の設置を目指しているところもありますが、市町村が障がいのある本人を常に中心においた生活支援拠点として、真に機能を発揮できる体制が整い、実践できるように、先進地事例や必要な情報の提供を行い県として指導力を発揮し、整備の促進を図っていただきたい。 また、必要な地域には基幹相談支援センターの整備も併せてご指導いただきたい。	第5期障がい福祉計画において、各障がい保健福祉圏域に1つ以上、地域生活支援拠点を整備することとしておりますが、現時点では県内での設置がない状況です。 今年度末までに開設を予定している市町村もいくつかありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により協議が遅れ、開始時期を再検討しているところもあります。 県では、H30.11に、各地域自立支援協議会事務局員等を対象に、国と連携して、地域生活支援拠点の整備に向けた研修会を開催し、先進事例の紹介や意見交換を行いました。今後も先進事例の収集に努め、情報提供を行い整備の促進を図っていきます。	継続	障がい保健福祉課
	4	障害の重い方々への全身麻酔治療等の高度な歯科診療体制の整備について	障がい児・者の中には、一般的な歯科治療が難しい人も多いという実情があります。全身麻酔による高度な歯科診療を受けられるのは、岩手医大障害者歯科診療センターだけで、予約が数か月待ちで、必ず2泊3日の入院が必要であり、遠隔地から矢巾町まで受診することは、高齢化する保護者及び介護者の確保等、障がいのある方々にとっては切実な問題であります。 このことから、県内どこの地域で生活する障がいのある方でも、全身麻酔等の高度な歯科診療を受けることが可能となるように、県内各地域への障がい者歯科診療センターを設置していただきたい。	障がい児・者の歯科医療については、岩手医科大学に設置した「障がい者歯科医療センター」を中核として県内各地域において歯科医療を提供できるよう整備に努めています。 また、平成26年度から主に沿岸地域の歯科診療所の先生方を対象に県立療育センターで障がい者歯科の臨床研修を実施するなど、地域でリスクに応じた障がい者・児の歯科医療を提供できる連携体制を確保することや障がい者歯科診療センターの予約待ちの長期化の緩和に努めているところです。 令和2年度からは県立磐井病院で障がい者・児歯科診療を開始します。 今後も関係団体と連携し、障がい児・者が地域においてかかりつけ医を持ち、歯科治療を受けることができる体制整備を進めていきます。	継続	医療政策室
	5	障がい者に対する歯科保健(検診)歯科治療体制の確立について	障がい者が歯科検診や治療を受ける場合には、状況の伝え方の難しさや障がい特性により長時間待てないなど、配慮を要することが多くあります。 当会の調査によれば、知的障がいのある方の歯科保健や検診については、事業所や市町村の対応もそれぞれ異なっており、また地域の歯科医院における対応も、障がいの特性に応じて対応していただけることから、こういう患者さんは治療できないとされるところまで、様々な状況にあります。 このことから、県の障がい者に対する歯科保健医療体制を調査検証のうえ、ご対応いただける歯科医師の情報を提供いただくほか、障がいのある方が、どこでも安心して歯科検診や指導、治療を受けられる体制を整備していただきたい。	障がいのある方は、むし歯や歯周病の悪化するリスクが高く、患者様おひとりお一人によって異なる対応が必要になるため、歯科保健医療体制の確保が非常に重要であり、また、事業所や市町村ごとに対応が異なることも把握しております。 このため本県では、平成26年度から、障がいのある方が歯科健診や口腔ケアなど、県内各地域で必要な歯科保健サービスを受けられるように、県歯科医師会の御協力をいただきながら、ご希望のあった障がい児・者入所施設等に対して、歯科医師、歯科衛生士等を派遣し、歯科健診や、施設職員様を対象とした口腔ケア等の講習会の開催などを行っております。 本事業につきましては、本サービスを必要とする方々への効果的な周知方法を検討しているところであり、今後は関係団体の御支援を賜りながら、県歯科医師会と連携した事業を継続することで、サービス利用者の新規拡大を図るとともに、地元歯科医師会等と連携しながら、歯科保健医療提供体制の整備を進めてまいります。	新規	健康国保課
	6	医療機関で円滑な受診について	県では医療機関での円滑な受診をサポートするため「みんなの受診サポート手帳」改訂版を平成31年4月に発行されました。障がい者や家族にとって、医療機関での受診は病状の伝え方の難しさや障がい特性により長時間待てないなど、配慮を要することが多く、手帳の利用は有効な手段でありながら、その存在が広く浸透されていないように感じます。 については、障がい者団体への周知と併せ、医療機関にポスターやチラシを掲示するなど双方向に対し活用の推進を図っていただきたい。	「みんなの受診サポート手帳」は、現在、県と岩手県医師会のホームページで周知しているところですが、貴会を含め、障がい児者の保護者の方々からは、サポート手帳の認知度の向上と利用促進を図るための取組について、御意見をいただいているところです。 このサポート手帳は、医療機関での円滑な受診に有効と考えられることから、県では、障がい者関係団体に対し、改めてサポート手帳の周知を図るとともに、各医療機関への効果的な周知についても、今後、岩手県医師会と連携し、検討を進めていきます。	新規	障がい保健福祉課
	7	障がい者支援事業所の人材確保と定着について	県内の各地域の障がい支援事業所においては、人手不足によることから、利用者の新規受入が困難であったり、従事している職員の負担が重くなっている現状が見られます。 については、人材の育成や従事者にとって継続して働ける環境作り(報酬上の考慮も含む)を行っていただき、人材の育成確保と定着に努めていただきたい。 また、特にグループホームの世話人等の人材不足が深刻化しており、研修会や講習会等の促進を図り、担い手の確保をしていただきたい。	県では、毎年度、障害福祉サービスに従事する方を対象とした各種研修を実施しており、引き続き、人材の確保と育成に取り組んでいきます。 また、国に対して、障害福祉サービスに係る報酬の引き上げを要望しているところですが、令和3年度に障害福祉サービス等報酬改定が予定されており、この動向等を注視しながら、事業者が良質なサービスを提供できるよう、必要に応じて、報酬単価や加算等の見直しを要望していきます。	新規	障がい保健福祉課

団体名	意見要望			回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項	内容			
一般社団法人 岩手県手をつなぐ育成会	8	障がいのある方たちの災害時の対応について	避難行動要援護者プラン、避難行動要援護者防災マニュアルや避難所運営マニュアル等障害者などの適切に整備され、市町村が障がい者などの避難行動要援護者へのきめ細かい対応を進めていただくことができるよう、岩手県として必要な施策を講じていただきたい。 また、福祉避難所を整備し、障がいのある方が安心して避難生活ができるよう市町村に引き続き求めてください。 さらに、「障がいのある方たちの災害対応のてびき」が配付されておりますが、当事者や親の会等に対して啓発・普及に努めていただきたい。	「障がいのある方たちの災害対応のてびき」については、岩手県社会福祉協議会や市町村と連携し、様々な行事を活用して当事者や保護者及び支援者等に広く周知を図っていきます。 県では、市町村避難所運営マニュアル策定モデルを作成し、その中で障がい者等の要配慮者への配慮について示しているほか、避難行動要支援者名簿を活用し、民生委員や自主防災組織等の地域支援者等と連携して、障がい者など避難支援を必要とする方の具体的な避難方法を定める個別計画を策定するよう、研修会やヒアリング等を通じて市町村に対し働きかけてきたところであり、引き続き、先進事例の紹介など市町村への支援を行い、避難行動要支援者の避難支援の充実に取り組んでいきます。 また、福祉避難所についても、障がい者をはじめ要配慮者の方に必要な支援が行われるよう、福祉避難所の指定や環境整備について、会議や研修会等の機会を通じて、引き続き、働きかけていきます。	継続	障がい保健福祉課
	9	岩手県立療育センターに精神科を整備することについて	岩手県立療育センターには小児精神科が整備され、発達障害の診断や継続的指導がなされているところと承知しており、感謝申し上げますが、成人になれば小児科に継続することが原則できないこととなります。 については、県立療育センターに精神科を開設する等により、成人以降においても診療の継続性を確保するようご配慮いただきたい。	療育センターの小児精神科においては、センター小児科又は他の医療機関からの紹介患者を受け入れ、主に自閉スペクトラム症、ADHD等の発達障がいを持つ患者の診療を行っているところであり、18歳以上の患者については、できる限り一般の精神医療を担う近隣の医療機関に紹介する運用としております。 最近では特に行動障害のある患者について、紹介先において受入困難となる場合があり、こうした場合には、療育センターでの診療を継続しながら、患者の状態に応じて、徐々に一般精神科への移行を促す等の対応を行っているところであり、小児精神から一般精神へのスムーズな移行が課題であると認識しております。 また、医師不足や地域偏在の解消が課題であることを踏まえると、療育センターでの精神科の開設については、医師確保の観点から現時点では困難であると考えております。 このため、一般の精神医療を担う病院又は診療所との連携をより一層推進するとともに、関係機関や関係団体等の御協力をいただきながら、小児期から成人期への精神医療の継続性の確保に努めて参ります。		新規
	10	高齢障がい者への支援体制の確保と対応の充実強化について	人口の高齢化にともない、高齢障がい者も増加しております。 現行の制度の枠組みでは、基本的に、障がい者の支援が、高齢者になれば年齢のみで介護保険サービスに移行することとなります。 障がい者支援と高齢者介護については似て異なる面があることから、共生型サービスの活用も含め、個々の障がい特性に応じた支援がなされるような制度運用を充実していただきたい。	共生型サービスについては、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けた事業所がもう一方の制度における指定を受けやすくする見直しが行われ、当県では、令和2年3月31日現在で19箇所の施設が共生型としてサービスを実施しています。 介護保険制度と障害保健制度の適用関係から、65歳を超えた障がい者は、サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則は介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなりますが、介護保険サービスに相当するものがない障がい福祉サービス固有のものと認められるものについては、障害福祉サービスを利用することが可能です。	新規	障がい保健福祉課
11	障がいに配慮した選挙の投票について	障害のある方は、投票所の独特の雰囲気などに緊張してしまい、投票行動がうまくいかないことがあることや、障がいの重い方は、意思の疎通がうまくいかないこともあります。 については、投票所における知的障がいのある方への適切な支援を行い、国民の権利である選挙権の行使を保障するため、選挙管理委員や立会人に対して障がいの特性等の理解を深めるための研修を行っていただきたい。 また、知的障がいや発達障がいのある当事者が投票に向く際の不安を解消するため、投票の手順等についてわかりやすく解説したパンフレット等を作成していただきたい。	障がいの特性等の理解や、投票に係る留意事項等について、関係機関と連携しながら、市町村の担当者会議や、県明るい選挙推進協議会の会議等の場において、周知を図りたいと考えています。 また、県選挙管理委員会事務局では、県明るい選挙推進協議会の事業として、特別支援学校の生徒等を対象に啓発授業を実施し、投票の手順等について説明しており、過去3年間では、のべ11校で啓発授業を実施しました。 今後とも特別支援学校に対する啓発授業を継続するとともに、特別支援学校の生徒以外の方に対しても、効果的な周知方法等について、関係機関と連携して先行事例の調査研究等を進めていきます。	新規	選挙管理委員会事務局	

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課	
	NO	事項				内容
	12	高等部卒業後の夕方支援の充実について	障がい児の放課後や休日の余暇支援として、2012年に放課後等デイサービスが制度化され、その後、一気に事業所の数も増えました。そのおかげで、放課後の生活が豊かになり、保護者が夕方まで安心して働けるようになり、今では障害のある児童・生徒にとってなくてはならない事業になっております。 しかしその一方で、高等部卒業後は放課後デイサービスを利用できなくなります。通所の事業所はおおむね3時～3時半ごろには降所になってしまうため、4時ごろには家に帰ってくるという実態があります。障害の程度によっては一人で留守番ができず、どちらかの親が仕事を辞めたりしている状況です。 市町村によっては、日中一時支援事業を使って、夕方支援を実施している事業所もありますが、国の必須事業ではなく市町村事業なので報酬単価も安いので、事業所としてもなかなか利用枠が増やせないのが実情です。 障がいのある方の放課後問題は卒業後も続く永遠の課題です。 については、岩手県として夕方支援の必要性を認識し何らかの対応策を講じていただきたい。	新規	障がい保健福祉課	
13 岩手青空の会	1	私たちが理解し、尊重される社会にしてください。	私たちが理解し、尊重される社会にしてください。 私たち本人を弱者としてではなく、同じ目線で接してほしい。聞く耳を持たなかったり、その場しのぎの返事などはやめてほしい。 ハラスメントもやめてほしい。	「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」では、障がいのある人に対する差別や排除、制限をして嫌な思いをさせることを禁止しています。条例の内容について、県民に理解してもらえよう広くお知らせしていきます。	継続	障がい保健福祉課
	2	私たちのことを決めるときは、必ず私たちを入れて決めてください。	私たちのことを決めるときは、必ず私たちを入れて決めてください。 私たちの気持ちをかんがえず、ごかいをしないでほしい。私たちの話しもきちんと理解をしてほしい。	県では、障がいのある人のことを決める会議を開くときには、障がいのある当事者の方に委員として参加してもらっています。今後も協力をお願いします。 (委員として参加してもらっている会議) ・障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例推進協議会 ・岩手県障害者施策推進協議会 ・岩手県障がい者自立支援協議会 など	継続	障がい保健福祉課
	3	自分がしたい仕事を安心して働けるようにしてください。	自分がしたい仕事を安心して働けるようにしてください。 障がい者雇用は、面接だけでなく、実習のような形で練習をしてから判断してほしい。 障がい者の人ができる仕事をふやしてほしい。	県では、障がい者雇用について、広域振興局等に置いている就業支援員(就職や仕事に関するサポートを行っている職員)が事業所を訪れた際に理解協力を求めているところです。 また、障がいのある方などの就業や県内企業の障がい者雇用を進めるため、職業訓練を実施しています。複数のコースがあり、実際に企業などの現場において業務内容に沿った作業実習を行う訓練も行われています。 今後も周知を図るとともに、障がい者の方や企業にとってもよりよい仕事場づくりを行っていただけるよう努めてまいります。	継続	定住推進・雇用労働室
			県内9圏域に設置されている障害者就業・生活支援センターにおいて、国が就業面での支援、県が生活面での支援をそれぞれ委託し、一般就労を目指す障がい者への一体的な相談・支援を行っております。具体的には、仕事に就くための相談や、それに向けた生活面での相談のほか、職場や家庭を訪問して就職した方が職場に定着し、長く働き続けられるよう、お手伝いをしています。	障がい保健福祉課		
4	私たち本人を支援して下さる支援者が守られるようにしてください。	私たち本人を支援して下さる支援者が守られるようにしてください。 私たちの生活は支援者の力によるところが大きいので、支援者へのハラスメントや大きな負担がないようにしてほしい。	条例では、県民等は、障がいのある人の家族に対して必要な配慮をするよう努めることとしています。 障がいのある人の家族を含めた支援者へのハラスメントや大きな負担がなくなるように、県民への理解が進むようにしていきます。	継続	障がい保健福祉課	

団体名	意見要望			回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項	内容			
岩手青空の会	5	安心して私達が望むところで暮らせるようにしてください。	安心して私達が望むところで暮らせるようにしてください。	障がいのある方が希望する地域で安心して暮らしていくためには、住まい、介護、日中活動の場などさまざまなサービスが必要となります。このサービスの利用に当たっては、障がいのある方が、どこでどのように生活したいのかといった希望を十分に聞いた上で、サービスを提供します。 このため、県及び市町村は、身近なところで必要なサービスを提供できるように取り組んでおり、今後も継続していきます。	継続	障がい保健福祉課
	6	JR料金を距離に関係なく障がい者割引を使えるようにしてください。	JR料金を距離に関係なく障がい者割引を使えるようにしてください。	県では、障がいのある方の自立や社会参加を支援していくため、JR運賃の割引の距離制限をなくすよう令和2年6月に国に対し要望しているところであり、今後も機会を捉えて要望していきます。	継続	障がい保健福祉課
	7	もっと仲間と交流できるように、本人活動を支援してください。	もっと仲間と交流できるように、本人活動を支援してください。	県では、岩手県障がい者スポーツ協会等と連携し、岩手県障がい者スポーツ大会を開催するなど、各種スポーツに参加できるように取り組んでいます。 また、岩手県社会福祉事業団等と連携し、岩手県障がい者文化芸術祭を開催するなど、創作活動等への支援も行っています。 今後とも、これらの活動を通じて、本人活動を支援していきます。	継続	障がい保健福祉課
	8	災害にあったとき、福祉避難所のある場所を私たちに分かるようにするなど、避難するのを助けて欲しい。	災害にあったとき、福祉避難所のある場所を私たちに分かるようにするなど、避難するのを助けて欲しい。	県では各市町村に対し、高齢者や障がい者等避難について支援が必要な方々一人ひとりの状態にあわせた個別の計画を作成し、避難場所や避難経路について、ご本人を含めた関係者が予め確認するよう求めています。	継続	地域福祉課
20	岩手県精神保健ボランティア連絡会	1 障害者差別解消法の推進	新型コロナウイルスの発生・感染拡大により日常生活はもとより社会活動も制限される中、障害者差別解消法の推進においては、対象とされる行政や事業者はもとより社会全般において障がいに対する理解や障害者差別解消法の浸透はまだまだの状況に思われる。不当な差別の禁止、合理的配慮の正しい理解、意識啓発を根気よく進めていただきたい。特に心のバリアフリー推進は、新型コロナウイルス感染者に対するいわれなき差別をなくすることにもつながると思われる。	県では、障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例及び障害者差別解消法の周知については、関係機関やコンビニ等へのリーフレットの配架、ラジオ広報、新聞広告等を実施してきたほか、各地域において民生委員・児童委員等に対し研修を行う等普及啓発に努めているところです。 また、昨年度は県内の事業者や団体を対象に県職員を派遣し、障がい者の権利擁護に係る出前講座を実施し、更なる普及啓発に取り組んでいたところでしたが、今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から派遣を中止しております。今後は「新しい生活様式」の在り方も踏まえながら、引き続き、法及び条例の周知や障がいについての理解促進に向けて普及啓発を図ってまいります。	新規	障がい保健福祉課
21	岩手県断酒連合会	1 依存症に係る民間団体支援事業補助金について	1 例会会場等の無償提供支援(継続) 2 第58回全国(東北)大会参加に要する交通費等の補助。 本大会は、10数年に一度、東北6県が一体となって開催する全国大会です。全国からの仲間を迎えるために、前日からの準備作業予定になっています。岩手県からより多くの仲間に参加して頂き、本人会を盛り上げたいと思います。	県では、「岩手県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、民間団体等と連携を図りながらアルコール依存症者の円滑な回復、社会復帰に取り組むため、民間団体等の活動に対する支援を行い、その活動を活性化させることとしております。 要望のありました各経費への支援については、個別の団体への直接補助は難しい状況ですが、例会会場の無償提供については、スケジュール等の諸条件次第で各振興局の会議室等の貸出が可能となる場合もありますので、最寄の保健所に個別に相談願います。	新規(一部継続)	障がい保健福祉課
		2 行政・医療・断酒会との連携と断酒例会への参加の必要性	アルコール依存症という病気は、家族を巻き込み苦しめている病気です。特に子供に対する影響は恐ろしいものがあります。アルコール依存症者の子供は非行に走る傾向があります。また、飲酒に対しても抵抗無く入ります、しかし、父親の暴力を受けた子供の中には飲酒しない子供もいますが、暴力を振るうようになっていきます。この負の連鎖を断ち切るためには、社会を変えて行かなければなりません。	アルコール健康障害は、本人のみならず、家族の健康や日常生活・社会生活に深刻な影響を与えますが、特に、未成年者の飲酒は、成人の飲酒に比べて急性アルコール中毒や臓器障害を起こしやすいほか、飲酒開始年齢が若いほど、将来のアルコール依存が高いとされていることから、これまでも、小学校から高等学校において、飲酒に伴うリスク等に関する様々な教育や普及啓発が行われてきたところです。 県では、引き続き、アルコール健康障害対策推進計画に基づき、学校教育や普及啓発フォーラム等の様々な機会を通じて、アルコール健康障害に関する正しい知識の普及に努め、未成年者の不適切な飲酒を防止する社会づくりを進めてまいります。	継続	障がい保健福祉課

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項			
22 いわて心臓病の子どもを守る会	1	成人先天性心疾患患者への支援について	20歳以上の障がい者手帳や障害年金の申請書様式が、先天性の心臓病児者の実態把握に即しておらず、20歳を超えた途端にあたかも病状や生活状況が改善したかのような心象を与えるものになっている。実態を把握できないと医師からも声が上がっている不具合な申請書をいつまでも放置していることは断じて認めがたい。先天性心疾患に対する正しい実態把握ができる申請書類(20歳以下の申請書様式の継続)による診査を要望するとともに、患者本人の負担を軽減し自立に向けての手助けになるよう、一度の申請での有効期間の延長及び申請時に提出する診断書の無償化を要望する。	継続	障がい保健福祉課
	2	安全・安心な教育環境の整備について	心疾患患者が就学先について困ることのないよう、全学校の環境整備をお願いしたい。具体的には、移動の為にエレベーターの設置、特別教室を含む全教室のクーラーの稼働、プール授業予洗時の温水シャワーの導入である。心疾患患者は教室移動のための階段昇降が負担となり、息切れや疲労を訴える声が多く聞かれる。また、利尿剤服用者では、水分補給が欠かせないことから万全な夏の暑さ対策も必須である。加えて、コロナウイルス感染拡大の一因である3密を避けるためにも、クラスの小人数編成を要望する。上記要望についてこれまでに実現されている事例も教えていただきたい。	継続	学校教育課
	3	就労に対する支援をお願いしたい。	疲れやすく、日常的に酸素の吸入を必要とする場合もある成人先天性心疾患患者は、フルタイムで働けない、非正規雇用で安定しないという例が多い。やむなく退職しても助けとなる障害者年金の受給審査は厳しく、受給しても生活に十分とは言えない金額である。作業所においても、体力的に毎日通えないことや酸素吸入を理由に通所を断られる事例もある。病者のペースで働くことができるという作業所本来の使命に依拠し、事業者への指導と助成をお願いしたい。病者が自立して、病気とともに生活できるよう、継続して就労できる制度設計・支援をお願いする。	継続	定住推進・雇用労働室

団体名	意見要望			回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項	内容			
いわて心臓病の子どもを守る会	4	医療費助成の拡充を図っていただきたい。	高校生までの医療費助成全額給付と、地域差のない助成をお願いする。さらに将来の日本を支える子どものための制度として、病児の医療費の充実を図るよう、医療費現物給付制度等に対するペナルティ制度の廃止についていっそう国に働きかけていただきたい。	子ども医療費助成は、市町村において実施しており、県は市町村が医療費助成をした場合に、その経費の1/2を補助しており、昨年8月から、県内全市町村において中学生までが医療費助成の対象となりました。 県の補助については、一定の患者負担や所得制限を前提としたものとなっているところですが、市町村の判断により県の基準を拡大して実施している場合もあり、宮古市など県内の18市町村においては、所得に関わらず全額を助成しています。 総合的な子育て支援については、「岩手県ふるさと振興総合戦略」を展開していくうえで重要な施策であることから、医療費助成の現物給付に伴う国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置については、これを行わないよう、また、子どもの医療費助成は、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どここの地域においても同等な水準で行われるべきであることから、全国一律の制度を創設するよう、県の政府予算提言・要望において、国に対して継続して要望を行ってきたところであり、全国知事会からも同様の要望を行なっています。	継続	健康国保課
26 特定非営利活動法人 いわて高次脳機能障害友の会イーハトーヴ	1	障害者ピアサポート研修事業の実施について	昨年度はピアサポーター、ピアカウンセラー認証制度の確立をというテーマで意見要望書を提出させて頂きました。県当局からは、理解ある前向きなご回答を頂きまして感謝を申し上げます。是非具体化して頂きたいと願っております。 今年3月6日付で厚生労働省社会・援護局障がい保健福祉部からの「障害者ピアサポート研修事業の実施について」通達(?)がありました。岩手県では、具体的には研修を実施する動き等はあるのでしょうか？まだでしたら是非開催してほしいです。障がい者が、ピアサポーターとして働く障害者の仲間として育っていただけると、素晴らしい事だと思います。また雇用する側の事業者もきちんと育ってほしいです。	障害者ピアサポート研修事業は、令和2年度からスタートとした事業となっており、今後、他の都道府県・指定都市の研修事業やピアサポーターの活動例などを参考とし、事業の実施について検討を行ってまいります。	新規	障がい保健福祉課
	2	コロナウイルスが発生した場合	岩手県では感染者が少ないとは言えこの対策に県や関係当局の皆様の日々ご対応に敬意を表します。私達も日々集団での活動ですので、感染しない様な気配り、対策はしておりますが、もし当事者や、家族、職員が感染したクラスターが発生した場合、どうすればいいのか分からず不安です。連絡先は一覧で頂いていますので分かります。知りたいのはその後どの様なところに繋がる事ができるのか分からない事が不安です。記憶障害や社会的行動障害者は更に症状が不安定になる恐れがあります。分かりやすい何かがありましたら教えていただきたいです。	新型コロナウイルス感染症に罹患した場合や発熱等疑わしい症状が生じた場合は、かかりつけ医や岩手県の受診・相談センターにご相談頂きたいと思っております。その後、万が一感染が判明した場合は、基本的には病院で療養いただくこととなりますが、一人ひとりのご事情や症状によって、自宅やホテル等で療養頂くことも検討することとしております。	新規	医療政策室
	3	ヘルプマークの周知方法と活用について	当方の家族教室で当事者から出た事です。ヘルプマークは岩手県内ではあまり周知されていない。駅や集会所など多くの人の目に付くところにポスターや現物を掲示するなどにより、沢山の県民に周知・活用してもらおうべきだ。また、妊婦健診時などでも発行しても良いのではないのでしょうか。人に優しく住みやすい岩手県をめざして。	県では、全戸配布の県広報誌やホームページにヘルプマークの解説を掲載し県民に周知を図るとともに、ポスターを作成し、広域振興局や市町村の配付窓口のほか、公共交通機関の御協力を得て駅舎内に掲示したり、公共的施設に掲示することで、ヘルプマークの周知・普及に努めています。また、今年度は、県立病院等でもポスター掲示を行っているほか、県内小学校に配付した小学生向けひとにやさしいまちづくり普及パンフレットの中でもヘルプマークを紹介しており、今後もヘルプマークを必要とする方がヘルプマークを活用し、必要な配慮を受けられるよう、多数の方が利用される公共的施設へのポスター掲示などを通じて、更なる周知・普及に努めていきます。 御指摘のありました妊婦検診時での配付については、検診を実施している市町村と意見交換をしながら、より効果的な周知・普及について、検討していきます。	新規	地域福祉課

団体名	意見要望			回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項	内容			
28 難聴児と家族の会たんぼぼ会	1	難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクト報告について	昨年、難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携プロジェクトが設置され。課題と今後取り組むべき方向性について報告されました。今後、国から示される総合的に推進するための指針や、本件関係機関の意見を踏まえながら、支援体制の充実にに向けた対応方法を検討するとの回答をいただきましたが、現状はどのように進んでいるのでしょうか。	今年度、保健・医療・福祉・教育が連携し、切れ目のない支援体制の構築を図るため、各分野の有識者で構成する岩手県聴覚障害児支援体制検討委員会を設置し、各委員の意見を参考として、聴覚障害児の支援体制の充実等に関する検討を進めることとしております。	継続	障がい保健福祉課
	2	難聴が疑われた時点から全ての難聴児が、これから受ける医療、療育、教育の情報を得て、安心して子育てが出来る体制を望みます。	①新生児聴覚検査から療育までを円滑に実現するための検討の際は、盛岡市立病院が平成26年まで行っていた難聴児の診療・療育を再検証していただきたい。	聴覚障害が疑われた時点から、切れ目ない支援を円滑に行うことができる体制の整備が必要であることから、今年度設置する岩手県聴覚障害児支援体制検討委員会での議論や、以前、盛岡市立病院で実施していた難聴児に関する支援の状況等も踏まえながら、検討を進めて参ります。	新規	障がい保健福祉課
			②当事者である当会から聞き取りをしていただきたい。	今年度設置する岩手県聴覚障害児支援体制検討委員会は、聴覚障がい児支援に携わる保健、医療、福祉、教育の有識者を委員として、専門的な観点から支援体制の整備に向けた検討を進めることとしておりますが、より充実した支援体制の構築のためには、当事者の方々の意見を踏まえる必要があることから、今後の検討を進めるにあたっては、関係機関、関係団体等の協力をいただきながら取り組んで参ります。	新規	障がい保健福祉課
3	聴覚障がい児者の日常生活や社会生活を踏まえた支援について	コロナ禍において、マスクの着用で口元が見えないことによりコミュニケーションがとり難しくなっております。県の情報提供の際は手話が取り入れられ理解しやすくなった人もいます。一方、文字情報が必要な人もおりますので、要約筆記など多様な情報提供の方法もご検討いただきたい。	県で行っている手話通訳者の派遣の他、市・振興局、県立視聴覚障がい者情報センターで行っているコミュニケーション支援による意思疎通支援者の派遣も行われております。手話に限定せず、点訳、音声訳、要約筆記等、意思疎通が難しい方に必要な支援を実施し、円滑な意思疎通が図られるよう支援しております。	新規	障がい保健福祉課	
			県の広報媒体において文字情報を提供することについては、県政テレビ番組「いわて！わんこ広報室」では番組内容が伝わるよう字幕の使用により対応しております。また、記者会見等については、要約筆記者の確保や新たな設備整備等が必要であり、県としては可能な限り、議事録等を速やかにホームページに掲載することで対応していきます。 なお、県ホームページによる情報提供においては、視聴覚障がい者の方々にも情報を的確に伝えるため、ウェブアクセシビリティに配慮したページ作成に対応しているところです。			広聴広報課
29 JDDnetいわて	1	全ての保護者・当事者(グレーゾーンを含む)への発達障がい関連情報の継続的提供について	「いわてこども発達支援サポートブック」の更新・配布、およびホームページへの掲載等をさらに周知を図ってほしい。	サポートブックは、H28年の発達障害者支援法の改正に伴い、H30年に更新を行い、H31年当初に県公式ホームページへの掲載、各市町村や医療機関等の関係機関への配布によりその活用方法を周知しているところです。 今年度も医療機関をはじめ様々な機関から追加配布の要望があり、随時必要部数を配布しているほか、各市町村に活用方法の調査を行ったところです。 今後も、好事例の情報提供などを通じて、市町村に効果的な配布を働きかけるとともに、県公式ホームページによる周知を図っていきます。	継続	障がい保健福祉課
			土日祝日に医療機関や相談機関に対応してもらえたり、緊急時には夕方以降でも対応してもらえる相談窓口の開設を要望する。 また、最初の相談窓口となる所を分かりやすく一本化してほしい。	発達障がい児・者の方々への相談対応については、県発達障がい者支援センターをはじめ、各市町村等の支援機関により実施しておりますが、限られた人員体制の中で、現状では、休日・夜間の相談窓口の開設は困難な状況にありますので、御理解をお願いします。 なお、最初の相談窓口は、最も地域に身近な市町村ですので、県公式ホームページやいわてこども発達支援サポートブックをご参照ください。	継続	障がい保健福祉課

団体名	意見要望		回答	新規継続の別	担当室課	
	NO	事項				内容
JDDnetいわて	2	教育についての要望	特別支援教育支援員の配置数を増やすとともに、学生の養成にも力を注いでいただきたいです。	特別支援教育支援員については、各市町村において、今年度は昨年度より約20名多い700名弱が、幼・小・中・高等学校に配置されています。今後とも学校や地域の実状を踏まえながら、適切な配置となるよう進め参ります。	継続	学校教育課
			個別の支援計画に保護者の要望を記入するとともに、保護者へ情報を開示して頂くよう、各市町村教育委員会へ指導してほしい。	個別の教育支援計画の作成と活用については、各市町村教育委員会に対して、推進を図るよう働きかけております。今後とも作成の意義や作成方法などを確認しながら、効果的な活用が促進されるよう取組を進めて参ります。	継続	学校教育課
			LD等通級指導教室を増やしてほしい。また、LD以外の子どもも利用できることを周知してほしい。	LD等を含めた通級指導教室については、対象児童生徒の教育的ニーズや各市町村からの設置要望を踏まえながら設置を検討して参ります。 また、通級指導教室の対象児童生徒や運営等につきましては、研修会や会議等様々な機会を通じて確認するとともに、好事例についても周知を図って参ります。	継続	教職員課 学校教育課
			不登校などの子どもが過ごしやすい居場所作りやオンライン学習による出席も認めるなどの柔軟な対応をしてほしい。	県教委では、児童生徒の心のサポートのため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、一人一人に寄り添った対応ができるよう、教育相談体制の充実に努めているところです。 また、市町村教委では、適応指導教室等を設置し、学校との連携の下に、不登校傾向にある児童生徒の居場所づくりに取り組んでおります。 オンライン学習については、全国の導入状況等の把握に今後努めて参ります。	継続	学校調整課
			特別な支援を受けることで進学の実選択肢が狭まらないよう配慮してほしい。また、特別支援を受けることによる進学上の問題等をきちんと説明してほしい。	県教育委員会及び市町村教育委員会においては、一人一人の教育的ニーズや進路希望を踏まえながら、特別支援学級等の教育課程編成支援を行っております。また、各種研修会や入試事務説明会においても特別な支援を受けていることにより、進路選択が狭まることのないよう説明を行い、周知を図っているところであり、今後も様々な機会を通じて丁寧な説明に努めて参ります。	新規	学校教育課
			特に中学校の先生方に進路上の問題や福祉についての情報等の研修をしてほしい。	県教育委員会におきましては、各校種の教員に対して特別支援教育に関する研修を進めており、就労や進路支援に関する内容も必要に応じて、取り入れているところです。また、特別支援学校の教員が中心となり、各圏域ごとに進路に関するネットワーク会議を行っており、地域の高等学校の教員にも参加してもらい、情報交換を進めているところです。	継続	学校教育課
			地域の資源を活用し、支援学校の分教室や、生涯学習につながる障害のある方のための専門学校的なものや大学等をつくってほしい。	特別支援学校の分教室設置については、児童生徒の動向や地域からの要望等を踏まえながら、総合的な観点で検討して参ります。 障がいのある方の生涯学習につきましては、各種研修会や連携会議を開催し、県内の先進事例を紹介するなど、障がいの有無にかかわらず共に学ぶための施策について理解を深めながら、生涯を通じた多様な学習活動の充実に努めて参ります。 また、県立生涯学習推進センターにおいて市町村や関係機関と連携を図りながら調査・研究を進めており、本調査・研究も踏まえた障がいのある方の生涯学習を支える環境づくりに取り組んで参ります。	新規	学校教育課 生涯学習文化財課
			どの地域にいても質の高い教育や支援が受けられるよう、幼・小・中の連携を図ったり、地域間の教育格差がなくなるよう努力してほしい。	県教育委員会におきましては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の各校種の教員に対して、特別支援教育に関する研修を進めております。今後も研修のニーズに応じた研修内容や方法の工夫を図りながら継続して取り組むとともに、好事例についても周知を図り地域間の教育格差解消に努めて参ります。 また、校種間の連携につきましては、「いわて特別支援教育推進プラン(2019～2023)」に引継ぎシート等の活用による継続した支援を位置付けており、切れ目ない支援の充実につなげて参ります。	新規	学校教育課

団体名	意見要望			回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項	内容			
JDDnetいわて			自閉症のための支援学校を設置してほしい。	特別支援学校の設置については、児童生徒の動向や地域の実状などを十分に把握するとともに、国の動向や法も含め総合的に判断しながら進めていきたいと考えております。	継続	学校教育課
			様々なデジタル教材やアプリ等を必要な児童生徒が利用できるよう柔軟な対応をしてほしい。	デジタル教材等については、研修や会議等において、児童生徒一人ひとりの実態に合わせて、適切かつ有効に活用するよう周知しているところです。今後とも様々な機会を通じて、働きかけていきます。	継続	学校教育課
			先生方への特別支援教育に関する研修をさらに充実させてほしい。また、特別支援教育の専門性を持った指導主事を盛岡市以外にも配置してほしい。	県教育委員会におきましては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の各校種の教員に対して、特別支援教育に関する研修を進めております。今後も研修のニーズに応じた研修内容や方法の工夫を図りながら継続して取り組んで参ります。また、県内のすべての市町村の指導主事を対象とした特別支援教育に関する研修を実施するなど、県内各地域における特別支援教育の充実に努めて参ります。	新規	教職員課 学校教育課
	3	医療についての要望	発達障がい沿岸センターを存続、あるいはそれに代わる施設等の設置をしてほしい。	発達障がい沿岸センターは、沿岸被災地の発達障がい児・者の支援拠点機関として、連絡協議会の開催や各種研修の実施、相談支援等を実施しており、関係機関のネットワークの構築に主導的な役割を果たしてきたところです。 東日本大震災津波の発生から9年が経過した現在、被災地では、生活環境の変化に対応した継続的な支援や、関係機関等による支援ネットワークの強化が求められているところですが、センター事業は国の復旧・復興事業を活用していることから、今後のセンターのあり方については、国の第2期復興・創生期間（令和3年度～7年度）における財政措置の状況や、県全体の発達障がい児・者の支援体制を踏まえながら検討していきます。	継続	障がい保健福祉課
		児童発達支援事業所等を増やすとともに、様々な療法等が受けられるような研修の充実をしてほしい。	令和3年度から令和5年度までの第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画策定の作業のため、今年度、市町村が障がい福祉サービス全般についてニーズの把握を行い、児童発達支援事業所についても現状を分析したものが次期計画に反映される予定です。 県としても、市町村と連携しながらNPOなど多様なサービス主体の参入を促進し、提供体制の整備に努めていきます。 また、県では、毎年度、障害福祉サービスに従事する方を対象とした各種研修を実施しており、引き続き、人材の確保と育成に取り組んでいきます。	新規	障がい保健福祉課	
		大人の発達障がいの診断ができる医療機関がどれほどあるのか。県として情報提供してほしい。	大人の発達障がいの診断ができる医療機関は、『いわて医療ネット』にアクセスしていただき、「いろいろな条件でお医者さんをさがす」⇒「精神疾患の診療でさがす」⇒「『発達障がい』にチェック」で検索することができます。 なお、この『いわて医療ネット』は、県公式ホームページの発達障がい支援情報ページにもリンクを掲載し、周知しているところです。	継続	障がい保健福祉課	
		診断サポート手帳を様々な医療機関に周知してほしい。	「みんなの受診サポート手帳」は、H31作成当初に岩手県小児科医会、岩手医科大学小児科学講座、岩手県精神医会、各市町村発達障がい児（者）支援主管課、家族団体、岩手県歯科医師会等に配付した他、県と岩手県医師会のホームページで周知を図っているところですが、障がい児者の保護者の方々からは、サポート手帳の認知度の向上と利用促進を図るための取組について、御意見をいただいているところです。 このサポート手帳は、医療機関での円滑な受診に有効と考えられることから、各医療機関への効果的な周知については、今後岩手県医師会と連携し、検討を進めていきます。	継続	障がい保健福祉課	

団体名	意見要望			回答	新規継続の別	担当室課
	NO	事項	内容			
JDDnetいわて	4	就労についての要望	一般就労での障がい者枠の拡大や事業所等における理解と適切な支援がなされるような取り組みを期待したい。	障がい者の就労適応への理解を促進するため、事業者への啓発に取り組むとともに、県内9圏域に設置されている障害者就業・生活支援センターにおいて、国が就業面での支援、県が生活面での支援をそれぞれ委託し、一般就労を目指す障がい者への一体的な相談・支援を行っております。 また、障害者を5名以上雇用する事業所において選任が義務付けられている「障害者職業生活相談員」の資格認定講習において、障がい者の就労支援施策や県としての取組目標について講義するなど、一般就労において障がい者への適切な支援がなされるよう、努めているところです。 今後も関係機関と連携しながら、障がい者の一般就労の拡大に向け取り組んでまいります。	継続	障がい保健福祉課
			県内の障害者就業・生活支援センターでさらに発達障がい者の理解と支援の研修を充実してほしい。	発達障がい者への理解の促進や支援の充実を図るための研修としては、現在、発達障がい者支援センターの職員派遣による研修会や勉強会を行っているところです。 同センターの職員の派遣先としては、保育所や小中学校等の発達支援の分野のほか、就労支援の分野も含まれており、引き続き、地域の支援機関のニーズを踏まえながら研修を実施していきます。	新規	障がい保健福祉課
			一般就労において就労後にジョブコーチが必要に応じて支援してくれるような制度ができないのか。	岩手障害者職業センターでは、障がいのある方の就職や職場定着・継続就労が円滑に進むように職業カウンセラーが働き方(労働時間や職務内容等)についての相談や事業所との調整を行ったり、ジョブコーチが職場に出向き、障がいのある方と事業主の双方への支援を行います。また、就職や復職に向けたウォーミングアップのための支援(職業準備支援)を行っています。 今後も関係機関と連携しながら、周知に努めてまいります。	新規	定住推進・雇用労働室
JDDnetいわて	5	福祉についての要望	福祉関係職員の給与等の待遇改善と発達障がいに関する研修機会の充実を要望したい。	発達障がいに関する研修については、現在、相談支援専門員等を対象とした研修や、かかりつけ医等の対応力の向上を図るための研修を実施しているほか、発達障がい者支援センターの職員派遣による研修も行っているところです。 今後においても、支援に従事する職員が、発達障がいの特性や支援技法を理解した上で、本人や家族等のニーズを的確に把握し、適切なサービスを提供することができるよう、研修機会の充実に努めていきます。 待遇改善については、令和3年度には障害福祉サービス等報酬改定が予定されており、この動向等を注視しながら、事業者が良質なサービスを提供できるよう、必要に応じて、報酬単価や加算等の見直しを要望していきます。	新規	障がい保健福祉課
			緊急時の短期入所や日中一時支援事業所をもっと増やしてほしい。特に行動障害があるような子どもを一時的にでも預かってくれるところが必要。	緊急時における障がい児・者の受入れ先については、各地域で社会資源の状況やサービスの提供体制、支援ニーズが異なることから、各地域の自立支援協議会において、個々の支援ニーズや地域の課題に基づいた協議が行われ、実施主体である市町村が短期入所や日中一時支援の拡充に向けた検討を行うよう、働きかけていきます。 また、行動障がいのある子どもの緊急時の受入れ先の確保に向けては、支援に従事する職員の対応力の向上が必要と考えられることから、県が実施する「強度行動障害支援者養成研修」の積極的な受講を働きかけていきます。	継続	障がい保健福祉課
			相談支援従事者の研修をして毎年養成していても相談支援専門員が不足しているのはなぜか。	平成30年4月現在の相談支援専門員数(常勤・非常勤、専任・兼務全て含む)は200名でしたが、令和2年4月現在では237名と着実に増加しています。今後とも研修等を通じて相談支援専門員の量及び質の確保を図ってまいります。	新規	障がい保健福祉課